

鳥取県告示第727号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年1月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年12月7日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日
平成22年11月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あっとほうむ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
森 由香里
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市みどり町3188-4
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、子ども達に対して、知能・運動能力の発達を促す事業を行い、子どもたちの心と身体の調和をはかり、豊かな人生を歩む基礎づくりを行うことを目的とする。